

## 公益財団法人みずほ福祉助成財団の福祉車両贈呈候補者募集要領

### 1 事業内容

公益財団法人みずほ福祉助成財団では、障がい児者の方々の福祉向上を目的として、福祉施設に福祉車両「みずほ号」を贈呈する取組を行っており、令和3年度は神奈川県内の福祉施設が対象となっております。

※1 贈呈される車両は本県全体で2台です。

### 2 対象となる施設

障がい福祉サービスを行っている設立後3年以上の非営利法人（社会福祉法人、特定非営利活動法人）の福祉施設とします。

なお、次の場合は対象外となります。

- ・公共福祉施設
- ・法人格のない任意団体等
- ・老人ホーム
- ・介護事業者（介護、福祉タクシーを含む）
- ・営利法人及び個人

※2 公平の観点から、各法人からの申込は、1施設（事業所）までとさせていただきます。

※3 政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）、中核市（横須賀市）内にある施設（事業所）も応募いただけます。

### 3 贈呈車両等について

- (1) 車いすが積載可能な福祉車両及び一般的なワゴン、バン、小型トラック等を予定しており、各々標準的な普通車両が贈呈されます（軽自動車は対象車両とはなりません。）。メーカーや車種等は財団に一任します。
- (2) 車種・装備等に関するご希望は伺いますが、予算上の制約のため、限度額は250万円程度が目処となります。ご希望に沿うことができない場合もありますので、予めご了承ください。
- (3) 任意保険の保険料及び特別なオプション品、付属品等を希望する場合は贈呈先の負担となります。

### 4 公益財団法人みずほ福祉助成財団への推薦について

公益財団法人みずほ福祉助成財団への推薦基準は次のとおりです。県において選考のうえ、2者を候補者として推薦します。

- (1) 車両の用途が障がい児者の送迎用または障がい者の就労支援用であること。
- (2) 車両導入の緊急性や必要性が高い障がい児者福祉施設であること。
- (3) 安全運転管理態勢が構築・整備されている障がい児者福祉施設であること。
- (4) 車両の維持・管理に必要な諸経費を負担可能な財務内容であること。
- (5) 本県における環境や現況に照らし、贈呈が相応しいと判断される障がい児者福祉施設であること。
- (6) 前5項の規定にかかわらず、法人の役員等（会長、副会長、事務局長、理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与し

ている者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有するものをいう。)が次のいずれかに該当する者であるとき、また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していると認められるときは、推薦の対象としません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 5 贈呈時期

令和3年11月～12月（予定）

## 6 提出書類一覧

- (1) 申込書（法人の印鑑を押印してください）
- (2) 当該施設（法人）が定めている安全運転管理に係る規約
- (3) 定款（直近のもの）
- (4) 現在事項証明書の原本（写しは不可）
- (5) 役員等名簿（直近のもの）
- (6) 法人及び施設の概要が分かる資料（パンフレット・ホームページの印刷資料等）
- (7) 施設の今年度事業計画及び予算書
- (8) 法人全体及び施設の直近期決算書（貸借対照表、事業活動・資金収支計算書、財産目録）
- (9) 参考記載事項
- (10) 同意書及び誓約書

## 7 募集期間及び申込先について

(1) 募集期間 令和3年4月1日～同年6月15日（必着）

(2) 申込先

（障害サービス課まで郵送または持参してください）

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課運営指導グループ

電話：045-210-4724（ダイヤルイン）

ファクシミリ：045-201-2051